

景観形成基準に対する措置状況説明書 様式 【区全域】

目 次

1. 建築物の建築等	
（１）一般	２
（２）坂道沿い	５
（３）寺社が数多く立地する地域	６
（４）交差点・駅周辺	７
（５）商業地	８
（６）閑静な住宅地	９
（７）斜面緑地	10
（８）古川沿い	11
2. 開発行為	12
3. 土地の形質の変更等	13
4. 屋外広告物の表示等	
（１）一般	14
（２）寺社が数多く立地する	17
（３）大規模な公園・緑地周辺	18
（４）大規模建築物等	19

※ 行為の場所および内容に応じ、必要なページをご使用下さい。

景観形成基準に対する措置状況説明書 一般（建築物の建築等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
	<p>道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した建築物の配置とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮した建築物の配置とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>公園周辺の建築物は、公園に顔を向けたり、公園側にオープンスペースを設けたりするなど、公園内からの眺望や公園周辺の落ち着いた街並みに配慮した配置とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>敷地内や敷地周辺の緑が道路からできる限り見えるよう工夫した建築物の配置とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>敷地内に地域のシンボルとなっている緑等がある場合は、できる限りこれらに配慮した建築物の配置とする。</p> <p>記載欄</p>
(2) 高さ・規模	
	<p>周辺の主要な眺望点（道路、河川、公園など）からの見え方を意識し、周辺の建築物群のスカイラインとの調和に配慮した建築物の高さとする。</p> <p>記載欄</p>
(3) 形態・意匠・色彩	
	<p>建築物全体のバランスだけでなく、周辺の建築物等との調和に配慮した形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>色彩は、別表1の色彩基準に適合するとともに、周辺の建築物と壁面等の色調や彩度・明度の調和を図り、また、周辺に緑や水辺の自然景観がある場合は、それらとの調和も図る。</p> <p>記載欄</p>
	<p>屋根・屋上に設備等を設置する場合は、建築物と一体的に計画するか目隠し等により修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。</p> <p>記載欄</p>

<p>建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図るとともに、周囲からの見え方に配慮し、緑や目隠し等による修景を行う。</p> <p>記載欄</p>
<p>建築物の外壁は、周辺への反射光に配慮した仕上げとし、歩行者の目線に近い建築物の低層部では、石材などの自然素材を用いるなど、街並みの表情づくりに配慮した形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
<p>建築物と一体となった駐車場の出入口は、街並みの連続性を妨げることのないよう配慮した設置位置とする。</p> <p>記載欄</p>
<p>建築物の外壁が長大で平滑な壁面となることを避け、壁面を適度に分節化するなど、街並みに圧迫感を与えないように配慮した形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
<p>雨樋やベランダに設置する室外機は、周囲から見えない位置に設置するか目隠し等により修景を行い、目立たないよう工夫する。</p> <p>記載欄</p>

(4) 公開空地・外構等

<p>外溝には、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材を使用する。</p> <p>記載欄</p>
<p>オープンスペースは、道路などの公共空間や隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。</p> <p>記載欄</p>
<p>オープンスペースには、ベンチの設置や、四季を感じさせる草花の植栽などにより、憩いの空間として親しまれるよう工夫する。</p> <p>記載欄</p>
<p>周辺の緑地や街路樹の緑との連続性に配慮し、建築物の屋上や壁面を含め、敷地内はできるだけ緑化を図る。</p> <p>記載欄</p>
<p>緑化に当たっては、緑量感を高め緑陰を創出するよう、中高木を効果的に配置する。</p> <p>記載欄</p>
<p>植栽の樹種は、生育環境に適したものであるとともに、周辺の街並みや街路樹と調和したものを選定する。さらに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</p> <p>記載欄</p>

照明を設置する場合は、周辺環境や夜景の変化に配慮し、周辺の街並みと調和したものとする。

記載欄

自動販売機等の付属施設、設置物等は、周辺の街並みに配慮した配置、規模、色彩とする。

記載欄

敷地内のごみ集積所は、収集作業に支障とならない範囲で、配置を工夫し、植栽を施すなど周囲からの見え方に配慮する。

記載欄

敷地の接道部に塀や柵を設置する場合は、生垣や透過性の高い柵などとし、周辺の街並みとの調和に配慮する。やむを得ずコンクリート塀などを設置する場合は、緑化などにより圧迫感を軽減する。

記載欄

駐車場を設置する場合は、配置の工夫や接道部への植栽など、周囲からの見え方に配慮する。また、駐車場の出入口は、周辺の街並みの連続性に配慮した配置とする。

記載欄

自転車置き場を設置する場合は、道路から見えにくい位置への配置や、必要に応じて植栽等で囲うなど周囲からの見え方に配慮する。

記載欄

総合設計制度などを活用し、公開空地や緑地を設ける場合は、憩いやにぎわいが醸し出されるよう工夫する。

記載欄

敷地内に地域のシンボルとなっている緑等がある場合は、できる限り保全・活用を図る。

記載欄

斜面地周辺では、建築物や敷地内のオープンスペースへの緑化を推進するとともに、周辺の斜面緑地と調和した植栽を施すなど、斜面緑地との連続性に配慮する。

記載欄

崖線など急斜面地では、敷地内の緑はできる限り残し、やむを得ずよう壁等を設ける場合は、安全性が確保できる範囲で自然地形に配慮するとともに、可能な限りよう壁の緑化を図る。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

坂道沿いの景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 形態・意匠・色彩	
	坂道沿いでは、建築物の低層部が坂道の勾配になじむよう工夫した形態・意匠とする。 記載欄
(2) 公開空地・外構・緑化 等	
	坂道沿いでは、よう壁や塀を設置する場合は、石材、木材などの自然素材の使用や緑化などにより、壁面が無表情とならないように配慮する。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

寺社が数多く立地する地域の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	<p>寺社が数多く立地する地域では、寺社への圧迫感の緩和や見通しの確保に配慮した建築物の配置とする。</p> <p>記載欄</p>
(2) 形態・意匠・色彩	
	<p>寺社が数多く立地する地域では、彩度・明度を抑えた落ち着いた色彩や味わいのある素材を用いるなど、寺社の雰囲気との調和に配慮した形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
(3) 公開空地・外構・緑化 等	
	<p>寺社が数多く立地する地域では、敷地周辺に地域のシンボルとなっている緑等の景観資源がある場合は、それらへの見え方に配慮した塀、垣、柵のデザインとする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>寺社が数多く立地する地域では、寺社やその周辺の緑との連続性のある街並みの創出に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>寺社が数多く立地する地域では、塀、垣、柵は、寺社やその周辺との連続性や調和に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>寺社が数多く立地する地域では、植栽の樹種は、寺社やその周辺の植生と調和したものを選定する。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

交差点・駅周辺の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	主要な交差点や駅周辺では、交差点や駅側に建築物の顔を向けるとともに、交差点や駅側にオープンスペースを設けるなど、地域の拠点としての役割に配慮した建築物の配置とする。 記載欄
(2) 形態・意匠・色彩	
	主要な交差点や駅周辺の建築物については、街角を印象づけるように建物の正面の意匠を工夫するなど、地域の拠点としての役割に配慮した形態・意匠とする。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

商業地の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	<p>商業地では、歩行者の多い通り側に車両出入口を設けるなど、にぎわいある街並みの連続性を阻害する配置をできる限り避けるとともに、低層部に店舗やベンチを備えたオープンスペースを設けるなど、にぎわいある街並みと調和した建築物の配置とする。</p> <p>記載欄</p>
(2) 形態・意匠・色彩	
	<p>商業地では、低層部を開口部のない単調な壁面とするなど、にぎわいある街並みの連続性を阻害するような形態・意匠をできる限り避ける。</p> <p>記載欄</p>
	<p>商業地では、隣接する建築物と一階部分の階高を合わせるなど、にぎわいある街並みの連続性に配慮した形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>商業地では、ディスプレイウィンドウ等の設置や建築物の照明を工夫し、にぎわいの演出に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
(3) 公開空地・外構等	
	<p>商業地においては、商業施設と連携したオープンスペースの活用に配慮し、ベンチなどのアメニティ施設を設置するなど、にぎわいある街並みの演出に配慮する。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

閑静な住宅地の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	閑静な住宅地では、道路や隣接する建築物との間隔を十分に確保するなど、落ち着いた雰囲気づくりに配慮した建築物の配置とする。 記載欄
(2) 高さ・規模	
	閑静な住宅地では、周辺の落ち着いた街並みとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 記載欄
(3) 公開空地・外構・緑化等	
	閑静な住宅地では、道路に面するオープンスペースに低木から高木まで均衡のとれた植栽を施すなど、落ち着いた街並みや周辺の緑との調和に配慮した緑化を図る。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

斜面緑地の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 配置	
	斜面緑地周辺では、斜面緑地と平行となる長大な壁面の配置を避けるなど、斜面緑地が見えるように配慮した建築物の配置とする。 記載欄
(2) 形態・意匠・色彩	
	斜面緑地周辺では、斜面緑地と平行して単調な壁面が生じることを避け、斜面緑地との調和に配慮した形態・意匠とする。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

古川沿いの景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

(1) 形態・意匠・色彩	
	古川沿いでは、水辺側から見た景観を意識し、川側に単調で無表情な壁面が生じることを避けて正面性を持たせるなど、水辺空間の魅力の向上に配慮した形態・意匠とする。 記載欄
(2) 公開空地・外構・緑化 等	
	古川に接する場所に緑化を図り、古川に架かる橋や沿川の広場と一体となって地域に親しまれる水辺空間となるよう配慮する。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

景観形成基準に対する措置状況説明書（開発行為）

土地利用	
<p>事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連づけた土地利用計画とする。さらに、周辺の緑地や水辺等の地域特性を生かすよう配慮した、ゆとりある土地利用計画とする。</p> <p>記載欄</p>	
<p>事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。</p> <p>記載欄</p>	
<p>事業地内に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。</p> <p>記載欄</p>	
<p>区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。</p> <p>記載欄</p>	
<p>電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。</p> <p>記載欄</p>	

造成等

<p>大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</p> <p>記載欄</p>	
<p>擁壁や法面では、壁面緑化などの植栽による修景や、色彩、構造の工夫などにより、圧迫感の軽減を図り、周辺の街並みとの調和に配慮したものとする。</p> <p>記載欄</p>	

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

景観形成基準に対する措置状況説明書（土地の形質の変更等）

造成等	
	<p>物件の堆積は、道路その他の公共空間から見えにくい位置及び規模とし、敷地の周囲は、植栽など修景のための必要な措置を講じる。</p> <p>記載欄</p>
	<p>埋立ての最高高さが、周囲の尾根線の最高高さを超えないようにする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>擁壁や法面では、壁面緑化などの植栽による修景や、色彩・構造の工夫などにより、圧迫感の軽減を図り、周辺の街並みとの調和に配慮したものとする。</p> <p>記載欄</p>
緑化	
	<p>造成後の事業地は、緑化を行うなど、できる限り原状に戻す措置を行い、事業地内外の緑が、周辺の公園、緑地等や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>緑化に当たっては、周辺の植生に調和した樹種等による緑化を行う。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

屋外広告物の表示等に関する配慮事項に対する措置状況説明書 一般

(1) 共通事項	
<p>広告物を表示・掲出する場合は、周辺景観との調和や、建築物との一体性等について配慮する。特に、住宅地では、周辺の落ち着いた街並みとの調和に配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
<p>広告物の表示内容は、まちの魅力と価値を高められるようにデザインされたものにする。</p> <p>記載欄</p>	
(2) 規模・位置	
<p>高層の建築物における広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることから、表示の位置や規模について配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
<p>広告物の大きさは、視認上必要な規模とし、必要以上に大きくしないように配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
<p>同一の壁面で、同一内容の情報を複数表示しないように配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
<p>広告物の設置は、沿道を歩く人からの見やすさを考え、配置位置や配列に配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
(3) 形態・意匠	
<p>表示する情報量を抑えて、適度な余白を設け、文字は読みやすい文字を使用するなど内容が簡潔に伝えられるように、見え方に配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
<p>地域特性や商店街等のイメージに合わせて、積極的にデザインする。</p> <p>記載欄</p>	
<p>交差点に面した敷地では、交差点に建築物の顔が見える形態・意匠とするなど、広告物が主張し過ぎないように配慮する。</p> <p>記載欄</p>	
(4) 色彩	
<p>色彩は、高彩度色の使用や組み合わせを控えるとともに、色数を抑えて街並みから突出しないように配慮する。</p> <p>記載欄</p>	

(5) 照明・光	
光源を使用する場合は、過度に点滅するものや必要以上に明るいものは避けるなど、周辺環境に配慮する。 記載欄	
LEDビジョン等は、派手な色彩や動きの早い動画は避け、周囲の明るさに応じて輝度を調整するなど、周辺環境と調和するように配慮する。なお、高層部には原則設置しない。 記載欄	
プロジェクションマッピング等は、動きのある大きな映像を映すことが可能となるため、周辺景観に配慮して、企業や商品の宣伝を主目的とした映像は避ける。また、安全面や住環境に影響を与えないように配慮する。 記載欄	
窓の内側から外部に向けて映像を発信するものは、外部に設置する広告物と同様、周辺環境に配慮する。 記載欄	
(6) 広告種類別	
屋上広告物は、屋上広告が少ない地域では周辺環境に配慮して、できる限り設置を控える。 記載欄	
壁面広告物は、建築物のデザインを損なわないような規模、位置となるように配慮するとともに、建築物の外壁色と広告物の地色ができる限り調和するように配慮する。 記載欄	
突出広告物は、出幅を抑えて、壁面線を乱さないようにし、できる限り規則正しく設置する。 記載欄	
独立広告物は、建築物や外構のデザインとの調和に配慮して集約化を図るなど、設置数をできる限り抑える。 記載欄	
仮囲い等につける広告物は、歩行者に圧迫感を与えないような大きさにし、複数ある場合はできる限りまとめて表示するようにする。 記載欄	
窓面を利用した広告物は、建築物のデザインを損なわないように配慮し、窓をふさぐような表示は避けて、表示面積をできる限り抑える。 記載欄	

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

寺社が数多く立地する地域の屋外広告物の表示等に関する配慮事項に対する措置状況説明書

寺社が数多く立地する地域では、歴史的・文化的な面影や雰囲気との調和に配慮する。
記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

大規模な公園・緑地周辺の屋外広告物の表示等に関する配慮事項に対する措置状況説明書

大規模な公園・緑地等の周辺では、緑や地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に配慮する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

大規模建築物等の屋外広告物の表示等に関する配慮事項に対する措置状況説明書

建築物の屋上には屋外広告物を設置しない。【建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物】 記載欄
建築物の窓面の内側から広告物及びこれに類するものを表示しない。 記載欄
建築物の壁面に設置する広告物（以下、「壁面広告物」という。）は、自社名、ビル名、店名又は商標を表示するものに限る。 記載欄
壁面広告は、光源を使用するものは、白色系とする。ただし、光源が点滅しないものに限る。 記載欄
壁面を使って投射する広告は使用しない。 記載欄
ビル名の文字などを表示する壁面広告は、高さ3m以下、長さをおおむね壁面幅の1/3以下とする。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--